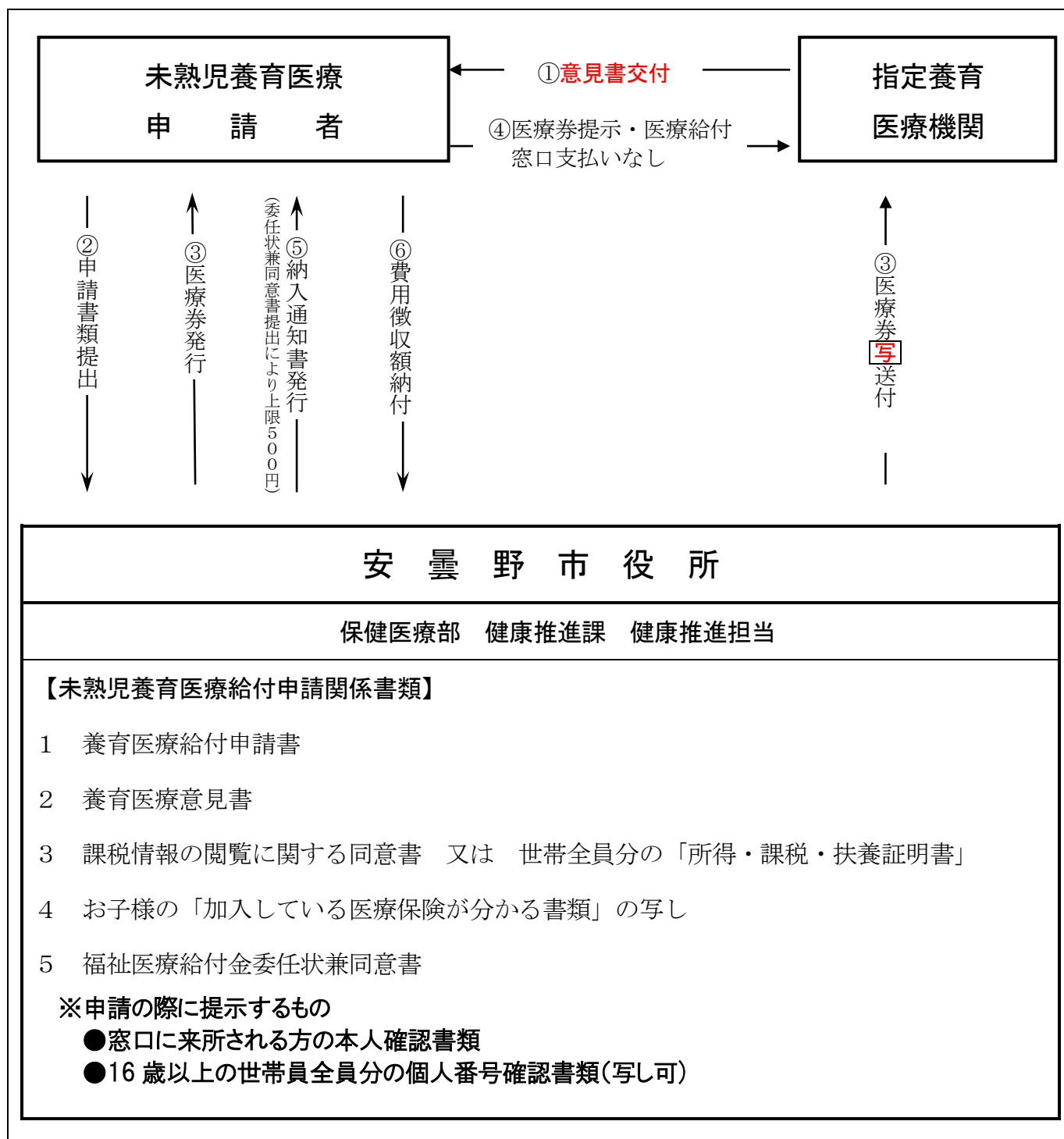


養育医療給付を申請される皆様へ

1 養育医療給付制度について

出生体重が2,000g以下等の理由で、医師が入院養育を必要と認めた乳児の医療費の一部を公費負担いたします。養育医療の対象者は、1歳未満の乳児で、診察、医学的処置、薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担が受けられますが、おむつ代、差額ベッド代などの保険適用外のもの、通院は対象となりません。

～養育医療給付制度の流れ（経路図）～



2 手続きについて

申請を行い認定されると「養育医療券」が交付されますので、入院先の医療機関にご提示ください。

申請は、下記の書類を安曇野市役所 健康推進課（1階11番窓口）へ持参し、手続きをしてください。

- 1 『養育医療給付申請書』
- 2 『養育医療意見書』
- 3 『課税情報の閲覧に関する同意書』 又は
世帯員全員分の『所得・課税・扶養証明書』（◆下記参照）
- 4 お子様の『加入している医療保険が分かる書』の写し
- 5 福祉医療給付金委任状兼同意書

※申請の際に提示するもの

●窓口に来所される方の本人確認書類

●16歳以上の世帯員全員分の個人番号確認書類(写し可)

◆『課税情報の閲覧に関する同意書』に、個人番号・直近の1月1日現在の住所を記載し、提出することで、「所得・課税・扶養証明書」の提出を省略することができます。個人番号を記載いただけない方については、「所得・課税・扶養証明書」の提出が必要です。

◆所得・課税・扶養証明書の交付を受けるには？

『所得・課税・扶養証明書』は、安曇野市役所 税務課（1階18番窓口）もしくは、各支所で取得できます。なお、安曇野市外から転入された方で、安曇野市で課税状況等の確認ができない方につきましては、直近の1月1日現在で住民登録されていた市町村にて取得してお持ちください。

3 養育医療給付制度の自己負担額について

世帯の所得税額等に応じて自己負担額(一部負担金)が発生しますが、福祉医療給付金の受給者である場合は、申請時に『委任状兼同意書』を提出していただくことで、福祉医療給付金を養育医療給付制度自己負担金(一部負担金)に充てます。

これにより、ひと月の自己負担額は、上限500円となります。

ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

安曇野市 保健医療部 健康推進課 健康推進担当

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 1階11番窓口

電話 0263(71)2470 (直通) Fax 0263(71)2328

E-mail : kenkousuishin@city.azumino.nagano.jp